

## 審判員の服装についての指針

- 1 相撲競技の審判をする際の審判長及び副審の服装は、白いシャツを着用し、原則として5月から10月まではネクタイを着用せず、11月から4月まではネクタイを着用するものとする。ただし、ネクタイ着用については、当該大会の実行委員会等にて決定することができる。

また、上着着用については、当該大会の実行委員会等にて決定するものとする。

- 2 相撲競技の審判をする際の主審の服装は、白い襟付きのシャツ（ワンポイントのマーク入り、ポケット付き等のポロシャツも可とする。）、白いズボン、白いベルト、白の靴下、白の体操シューズ等及び白の手袋を着用し、シャツについては、原則として5月から10月までは半袖、11月から4月までは長袖とする。この場合において、蝶ネクタイは、着用しないものとする。

この指針は、令和7年4月1日から施行する。